建設産業女性活躍推進事業補助金のご案内

1事業の概要

県内建設業者の女性の特性や感性を活かした活躍のフィールドづくりへの取組を支援するため、女性活躍推進に資する機器等の導入に要する経費の一部を補助するものです。

2対象事業者

次の(1)~(4)の全てを満たす者。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 次の①、②のいずれかに該当する者であること。
 - ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する 会社であること。
 - ②中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項 各号に規定する中小企業団体であること。
- (3)次の①、②のいずれかに該当する者であること。
 - ①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。
 - ②建設コンサルタント業務等に係る大分県の入札参加資格を有すること。
- (4)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3支援内容(補助内容)

補助率	補助 上限額	補助対象機器等	対象経費	対象期間
2分の 1以内	50万 円以内 (※1)	建設産業における女性の活躍の場を広げるための取組の実施に必要な機器、ソフトウエア等(※2)	補助対象機 器等の購入 に係る経費 (※3)	令和4年3月 31日までに 事業が完了す るもの

- ※1:補助上限額は、令和2年度以降に本補助金の交付を受けた額を控除します。
- ※2:自社における女性の活躍推進のための具体的な取組(予定)があり、それを実行するために必要な機器等が対象。
- ※3:単なる事務用機器等及び消費税及び地方消費税は対象外です。 また、この補助金以外に当該機器等の導入に関して別途補助金等の交付を受ける 場合には、当該導入経費から別途交付を受ける対象経費の額を除いた額を補助対象 経費とします。

4取組内容及び導入機器の例

- ①技術者が行っている施工管理業務を細分化し、「施工管理事務」を新しい業務部門として設置し、育児休暇代替職員として経理事務を担っていた女性を施工管理事務で継続雇用。現場とオフィス内で、図面や写真等を共有できるソフトウエアを導入することで、オフィス内で施工管理関係書類の作成ができるようにする。女性の活躍領域の拡大を行うとともに、現場技術者の負担軽減も図る。
- ②施工以外のICT施工関連業務(3次元測量、ドローン操縦、画像解析等)を担えるよう、3次元設計のソフトウエアやドローンを導入し、現在事務補助を行っている現場未経験の女性の活躍領域を広げる。
- ③現在、現場の技術者等が担っている工事積算や内訳書作成や原価などを管理するソフトウエアを導入し、経理担当の女性に一部担ってもらうことで、女性の活躍領域を広げるとともに、経営活動を改善する。
- ※例示であり、これに限るものではありません。
- ※具体的には、「実施計画書」等の内容により、「取組計画」や「機器を導入することによる効果」などを確認したうえで、補助の可否を決定します。

5 採択について

募集開始後、所定の書類が提出された先着順で採択を行います。

6 注意事項

- 1. 所定の申請後、県から補助金交付決定を行った後の購入経費でなければ支援(補助)できません。
- 2. 補助は当該年度の予算の範囲内において実施します。また、予算には限りがあるため、原則として、実施計画書の受付順に補助金の交付事務を進めます。
- 3. 取組内容について、成果や事例として広く紹介することがあります。また、その後の状況等についてヒアリング等を行います。
- 4. 詳細な条件等は、交付要綱等でご確認ください。

7 お問い合わせ先

お問い合わせ・相談は、 大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班 (TEL:097-506-4516) までお願いします。